

可児市農業委員会第12回農業委員会総会議事録

開催日時	平成28年12月5日(月)午後1時30分から3時00分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、生田 信昭、吉田 正則、奥村 信隆、可児 隆彦、續木 明彦、 山田 照男、菱川 幸夫、杉本 隆久、井藤 平榮、堀井 省治、大澤 正幸、 小池一二三、渡邊 千春、可児すみ子、勝野 英俊、可児 勉、仙石 廣男
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美
議案	第63号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第64号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第65号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第66号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	平成28年第12回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は18名と定足数に達しておりますので、これより平成28年第12回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、7番山田照男委員、8番菱川幸夫委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第63号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第63号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、贈与による所有権の移転1件の申請があります。 受付番号1の案件は、譲渡人の名古屋市中川区の方と、譲受人の名古屋市中川区の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。 土地の概要は、土田字下切外9筆、地目は畑で、面積は合計2,111㎡、第1種住居地域内の農地です。 譲渡人の子である譲受人は、申請地内の農機具倉庫の農機具を使用し、今回申請地を取得して農業経営を計画するとなっております。譲受後の耕作面積は3,521㎡となります。

なお、申請地以外の農業経営農地については、関連案件の農地利用集積計画利用権貸借申請受付番号8が同時提出されております。

この案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

井藤委員 受付番号1について10番井藤が報告します。

父親が高齢で管理できないため、息子に生前贈与するということです。問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第63号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第64号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第64号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は1件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の矢戸の方が、集合住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字下屋敷外2筆、地目は畑で、面積は合計488㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は畑、西側は申請人の山林、南側は道路となっております。許可後180日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は所有地と一体利用して集合住宅1棟2階建5戸を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所春里連絡所から210mとなっていることから、第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内北側にU字溝を設置し既設U字溝に放流、上水道は東方の市道に整備済みの埋設管に接続、下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の発言をお

願います。1 番矢戸願います。

生 田 委 員

受付番号 1 について 2 番生田が報告します。

申請地は荒廃農地で調査しているところです。隣地同意書もあり、農業用水への影響もないということで、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 3、議案第 64 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第 4、議案第 65 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第 65 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 9 件、使用貸借権の設定 2 件、賃貸借権の設定 1 件、地役権の設定 1 件、一時転用における賃貸借権の設定 1 件、合計 14 件の申請があります。

受付番号 1 の案件は、賃貸人の中恵土の方外 1 名と、賃借人の東京都台東区の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が貸し店舗を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎外 1 筆、地目は畑、地積は合計 828 ㎡、近隣商業地域及び第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路と賃借法人の事業地、西側は道路と宅地、南側は道路と宅地、北側は道路と賃借法人の事業地となっており、許可後、平成 29 年 7 月 15 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人は賃借法人の事業地の宅地と一体利用してコンビニエンスストア、携帯ショップを建設するとの計画であります。

なお、賃貸人より農地法の許可を受けずに店舗の通路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、近隣商業地域・第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内に排水施設を設け、北側 2 箇所の既設流出管に接続し道路側溝へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

受付番号 2 の案件は、譲渡人の今の方と、譲受人の多治見市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が庭・進入路及び駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今字上屋敷、地目は畑、地積は、69 ㎡、農振区域内の農用地区域外の

農地で、申請地の東側と北側は譲渡人の宅地、西側は道路、南側は畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が譲受法人の宅地と一体利用して一般個人住宅の庭・進入路及び駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、貸渡人の塩の方と、借受人の塩の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が車庫敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩字浦之田、地目は畑、地積は、150㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸渡人の宅地、西側と北側は水路、南側は貸渡人の駐車場となっており、車庫敷地とする申請です。

転用事由としましては、借受人は貸渡人の土地と一体利用して車庫とする申請です。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

なお、譲渡人より農地法の許可を受けずに車庫として利用しており、始末書が添付されています。

一般基準判定につきましては、雨水排水は西側水路に放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、譲渡人の矢戸の方と、譲受人の小牧市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字下中洞外2筆、地目は田と畑、地積は、合計358㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路沿いの水路、西側は田と畑、南側は畑、北側は田となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、市役所支所春里連絡所から480mとなっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透及び東側の水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、隣地の同意が得られず、被害防除措置としてお手元の図面のとおり、境界にブロックを設置することが図面等により明示されています。

また、理由書が提出されております。

受付番号5の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の金沢市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は畑、地積は、472 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側は宅地と山林、北側は宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は太陽光発電施設38.28kwを設置するとのことであります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の1団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号6の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の金沢市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が太陽光発電施設を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻外2筆、地目は畑、地積は合計1,036 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路と畑、西側と北側は畑、南側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は太陽光発電施設98.6kwを設置するとのことであります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の1団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号7の案件は、賃貸人の土田の方外4名と、賃借人の美濃加茂市の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が一時転用により砂利採取するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字戸走外6筆、地目は田、地積は、合計6,131 m²、農振区域内の農用地区域内の農地で、申請地の東側は可児市の道路用地、西側は道路と宅地、南側と北側は道路沿いの水路となっており、許可後18ヶ月までの一時転用の計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人は砂利採取法に基づき陸羽砂利を採取するとの計画であります。

立地基準判定は農振農用地であり、一時転用であるので、砂利採取事業完了後は原状回復します。

一般基準判定につきましては、雨水及び地下水排水については土地改良の意見書が添付されており、排水路に放流することとしてあり、敷地内の北側に水中ポンプを設置し道路側溝に放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号8の案件は、貸渡人の土田の方と、借受人の土田の方外1名との間における使用貸借権の設定で、借受人らが住宅への進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字上町外1筆、地目は畑、地積は、合計184 m²、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は貸渡人の畑と宅地、西側は貸渡人の畑、南側は道路と貸渡人の畑、北側は貸渡人の宅地となっており、許可後、1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の娘夫婦である借受人らは申請地と北側の貸渡人の土地を一体利用して一般個人住宅を建築しその進入路とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

なお、貸渡人より農地法の許可を受けずに進入路として利用しており、始末書が添付されています。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号9の案件は、譲渡人の名古屋市北区の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字定安外1筆、地目は畑、地積は、合計472㎡、第1種住居地域及び近隣商業地域内の農地で、申請地の東側は畑と山林、西側は畑、南側は駐車場、北側は道路となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は分譲住宅2階建て3棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域及び近隣商業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号10の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が個人住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字東林泉、地目は畑、地積は471㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路と宅地、西側は畑、南側は宅地、北側は畑と宅地となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号11の案件は、土地所有者の多治見市の方外1名と、地役権者の下恵土の方との間における通行地役権の設定で、地役権者が住宅の進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中西、地目は畑、地積は、95㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側と南側は承役地所有者の畑、北側は地役権者の要役地の宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、承役地所有者と姉妹である地役権者は、要役地の自宅への通行をするため承役地である申請地に通行地役権の設定をして進入路敷地とする申請です。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

なお、承役地所有者より農地法の許可を受けずに進入路として利用しており、始末書が添付されています。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号12の案件は、譲渡人の下恵土の方外2名と、譲受人の御嵩町の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が飲食店を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字送木外5筆、地目は畑、地積は、合計802.33㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は道路と畑と譲渡人の原野、南側は宅地と畑と譲渡人の畑と原野、北側は畑となっており、許可後、平成29年6月25日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は喫茶店を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は浸透枳や浸透舗装による地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、10月総会5条申請受付番号14は事業見直しにより11月15日取り下げ、建物側と駐車場側の間にフェンスを設置し分断することで計画され、関連案件の受付番号13が同時提出されております。

受付番号13の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の御嵩町の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が貸駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字送木の一部外3筆、地目は畑、地積は、合計1,867.62㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑と宅地と道路、西側は譲渡人の畑、南側は宅地と道路と譲渡人の畑、北側は畑と道路と譲渡人の畑となっており、許可後、平成29年6月25日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は貸駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は浸透舗装による地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、10月総会5条申請受付番号14は事業見直しにより11月15日取り下げ、建物側と駐車場側の間にフェンスを設置し分断することで計画され、関連案件の受付番号12が同時提出されております。

開発協議に掛けず、農転の許可を得る申請であります。フェンスで分断しても店の規模から駐車場となるのが明らかであり、一体利用に当たることから、開発協議必要としま

受付番号 14 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の東京都西東京市の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字中鳴子、地目は畑、地積は、715 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側は水路、北側は宅地となっており、許可後、平成 29 年 5 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は分譲住宅 4 棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。1 番中恵土をお願いします。

山 田 委 員 受付番号 1 について 7 番山田が報告します。
雨水排水は道路側溝へ、農業用水への影響はなしということで問題ないと思います。また、許可を受けずに店舗の通路として利用しており、始末書も添付されています。

議 長 ご苦労さまでした。2 番今をお願いします。
小 池 委 員 受付番号 2 について 13 番小池が報告します。

昭和 53 年頃から住宅敷地として利用しており始末書が添付されております。農地転用をしないと売却できないという事情から申請が提出された案件です。

議 長 ご苦労さまでした。3 番塩をお願いします。
吉 田 委 員 受付番号 3 について 3 番吉田が報告します。
昭和 63 年頃から車庫として利用しており、始末書が添付されております。特に問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。4 番矢戸をお願いします。
生 田 委 員 受付番号 4 について 2 番生田が報告します。
農地法のからみても基準判定につきましては、問題ないと思いますが、同意書は提出されておられません。理由書と計画図が提出されております。

議 長 ご苦労さまでした。5 番から 9 番土田をお願いします。
井 藤 委 員 受付番号 5 から 9 まで 10 番井藤が報告します。
受付番号 5 ですが、上下水道は接続不要、雨水排水は自然浸透、農業用水への影響はなし、隣地同意書も提出されており問題ないと思います。

続きまして、受付番号 6 ですが、上下水道は接続不要、雨水排水は自然浸透、農業用水への影響はなし、隣地同意書も提出されており問題ないと思います。

続きまして、受付番号 7 ですが、砂利採取のため一時転用し、事業完了後原状回復する

という案件です。土地改良の同意書はあります。雨水排水は道路側溝へ流す計画になっており、問題ないと思います。

続きまして、受付番号8ですが、雨水排水は道路側溝に流すということで、特に問題ないと思います。

続きまして、受付番号9ですが、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなし、隣地同意書も添付されており問題ないと思います。

議 長
可児(勉)委員

ご苦労さまでした。10番から13番下恵土お願いします。

受付番号10から13について17番可児が報告します。

受付番号10ですが、一般個人住宅を建築するというので、問題ないと思います。

続きまして、受付番号11ですが、先ほど事務局から説明があったとおりで、始末書も添付されており、問題ないと思います。

続きまして、受付番号12、13ですが、事務局から詳しい経緯の説明があったとおりです。現地確認しましたが、問題ないと思います。

議 長
菱川委員

ご苦労さまでした。14番今渡お願いします。

受付番号14について、8番菱川が報告します。

分譲住宅4棟を建築するという申請です。雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、土地改良の意見書も添付されており、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

小池委員、どうぞ。

小池委員

受付番号6について、お伺いします。

立地基準判定では2種となっていて、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一团農地と判定されているわけですが、この農地を見てみると、3haぐらいで10ha未満の一团農地とは見受けられますが、宅地化状況から3種というのは道路も間に通っていて私には考えられませんが、今後宅地化が進む場所として判定されているのかどうか、事務局にお伺いします。

議 長
事務局

事務局、どうぞ。

こういった土地については、3種と1種の間土地っていうところの表現であって、実際に宅地化するという話しではございません。

議 長
小池委員

はい、どうぞ。

そうすると、この前段がなくても10ha未満の一团農地ですから2種と判定されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい、そうです。

小池委員

はい、分かりました。それでは2種として判定された際には、許可するかしないかの判定については、3種の土地を所有しているかどうかというのが判定基準のようですが、その辺はどのように考えてみえますか。

議 長
事務局

事務局、お願いします。

2種と3種の違いについてというところで、この土地については代替地が必要で、代替地が有るかどうかということも判断の基準にありまして、2種という位置づけのところ

やっておりますので、3種であればもちろん転用が可能な土地になりますが、3種と1種の間の土地につきましては代替地を検討するという項目がありまして、この土地についても代替地が検討された土地でございます。

議 長

小池委員、どうぞ。

小池委員

審査された結果、許可が可能であるという判断でよろしいですか。

事務局

はい、そうです。

小池委員

ありがとうございました。

議 長

そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第4、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第5、議案第66号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第66号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借9件、14,048㎡、賃貸借1件、1,410㎡、次に新規設定2件、2,684㎡、再設定8件、12,774㎡の合計10件、15,458㎡の集積となります。

受付番号1から7は、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の淵之上の方外6名と借人の土田の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、淵之上字東前田外6筆、地目は田、面積は合計9,050㎡、新規設定1件、1,274㎡、再設定6件、7,776㎡で、平成33年までの5年間6件、6,870㎡、平成29年までの1年間1件、2,180㎡、利用集積を図るものです。

受付番号8の案件は、貸人の土田の方と借人の名古屋市中川区の方との間での賃貸借権の設定です。

土地の概要は、土田字往還北外1筆、地目は畑、面積は合計1,410㎡、再設定で、平成33年までの5年間、利用集積を図るものです。

なお、関連案件3条申請受付番号1が同時提出されています。

受付番号9と10は、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の二野の方と借人の二野の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、二野字高柳外4筆、地目は田、面積は合計4,998㎡、再設定で、平成33年までの5年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議

長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 5、議案第 66 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議

長

ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議

長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成 28 年第 12 回 可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

誠に、ご苦勞様でございました。